

町内会回覧

御町内の皆様へ

令和4年8月30日

草津市災害時要援護者登録制度の御案内

地震や豪雨などの自然災害によって、毎年のように多くの命が失われています。

特に、高齢者や障害者など、自力での避難が困難な方（災害時要援護者といいます）は、災害時の対応が遅れ、被災されるケースが多くあります。

このため、日頃から、地域で災害時要援護者の情報を共有し、有事の際には、情報を伝えて、一緒に避難する「災害時要援護者登録制度」を進めています。

令和3年7月以降、新たに75歳以上単身世帯、75歳以上のみ世帯、要介護1以上になられた皆様へ

- ・民生委員が訪問され、制度内容や登録方法の御説明を行う場合があります。
- ・民生委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域福祉増進のための幅広い活動を行なっておられ、災害時要援護者避難支援制度についても、本市と一緒にになって取り組みを進めて頂いております。民生委員法により守秘義務があり、相談等を通じて知りえた個人の秘密は守られますので、どうぞ安心して御相談ください。

令和3年7月以降、新たに、障害者、難病患者で制度の優先対象者となられた皆様へ

- ・市から制度の御案内や登録申請書を通知いたしますので、自力での避難が難しく、御近所の支援が必要な方は、ぜひ登録してください。
- ・担当窓口は、障害福祉課となります。お気軽に御相談ください。

御町内の皆様へ

- ・登録された皆様の情報については、情報保護の協定を締結いただいた町内会様から、提供を開始しています（8月26日現在 協定済198町内会）。
- ・この制度は、日頃の助け合いの制度です。多くの皆さんのがんばり、助け合いの輪を広げて大切な命を守りましょう。

昨年度、未登録とされた皆様においても、隨時、登録受付を行っておりますので、お気軽に担当課までお尋ねください。

- ・お近くにお住まいの方や民生委員から、「避難支援者（災害時に情報を伝えたり、一緒に避難する人）になってください。」とお願いされた方は、ぜひ、御協力ください。避難支援者御自身が怪我をされ、支援できない場合もでてきますが、それでも、何かあつたら来てください方がご近所におられるというの、要援護者にとっては大変心強いものです。災害時に取り残される人がいないよう、地域のみんなで取り組みましょう。

